

令和7年度

設計書（公示用）

役務名 創成川分水工点検整備業務

令和7年1月 単価適用

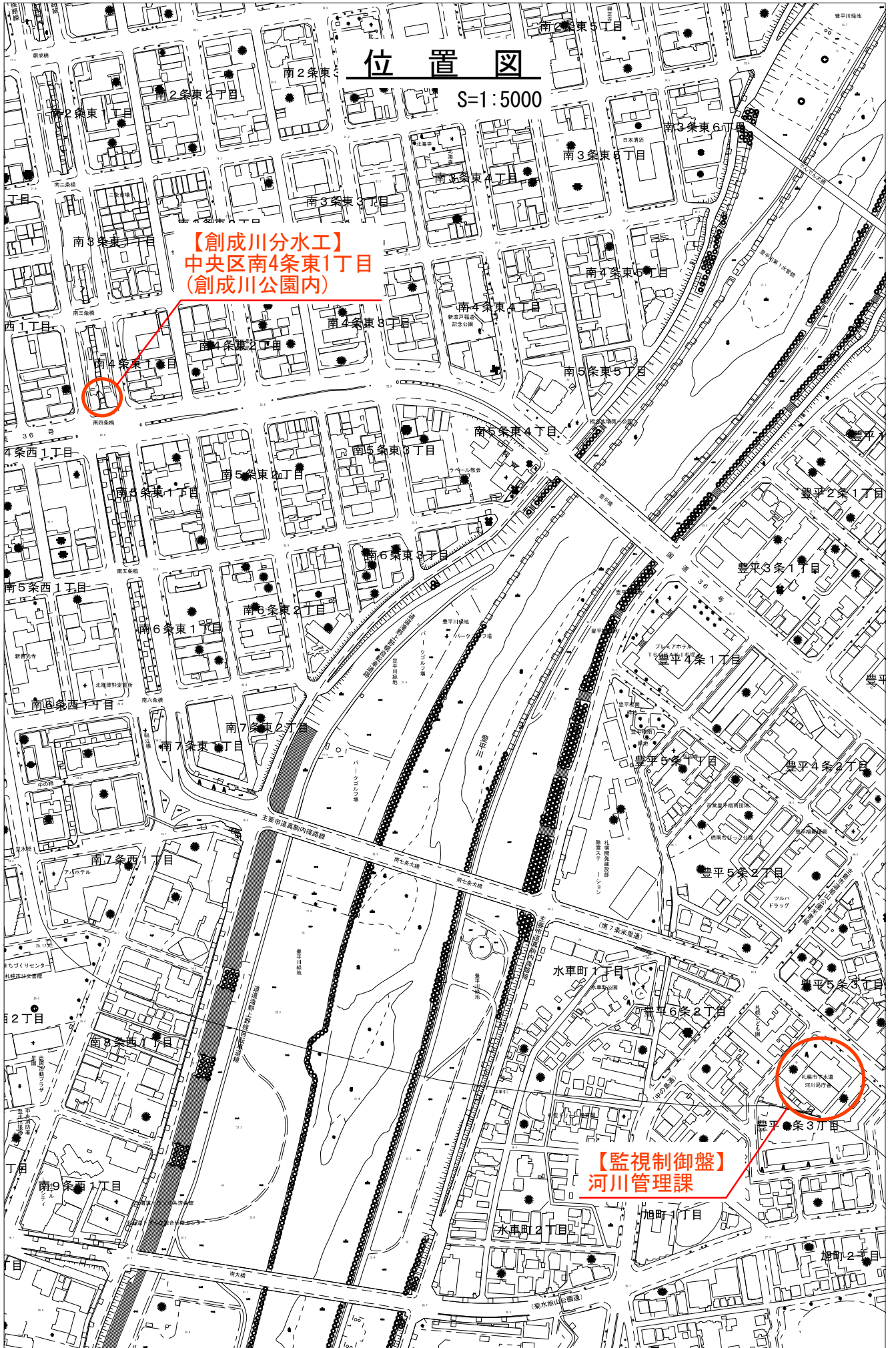
札幌市 下水道河川局 事業推進部

位置図

S=1:5000

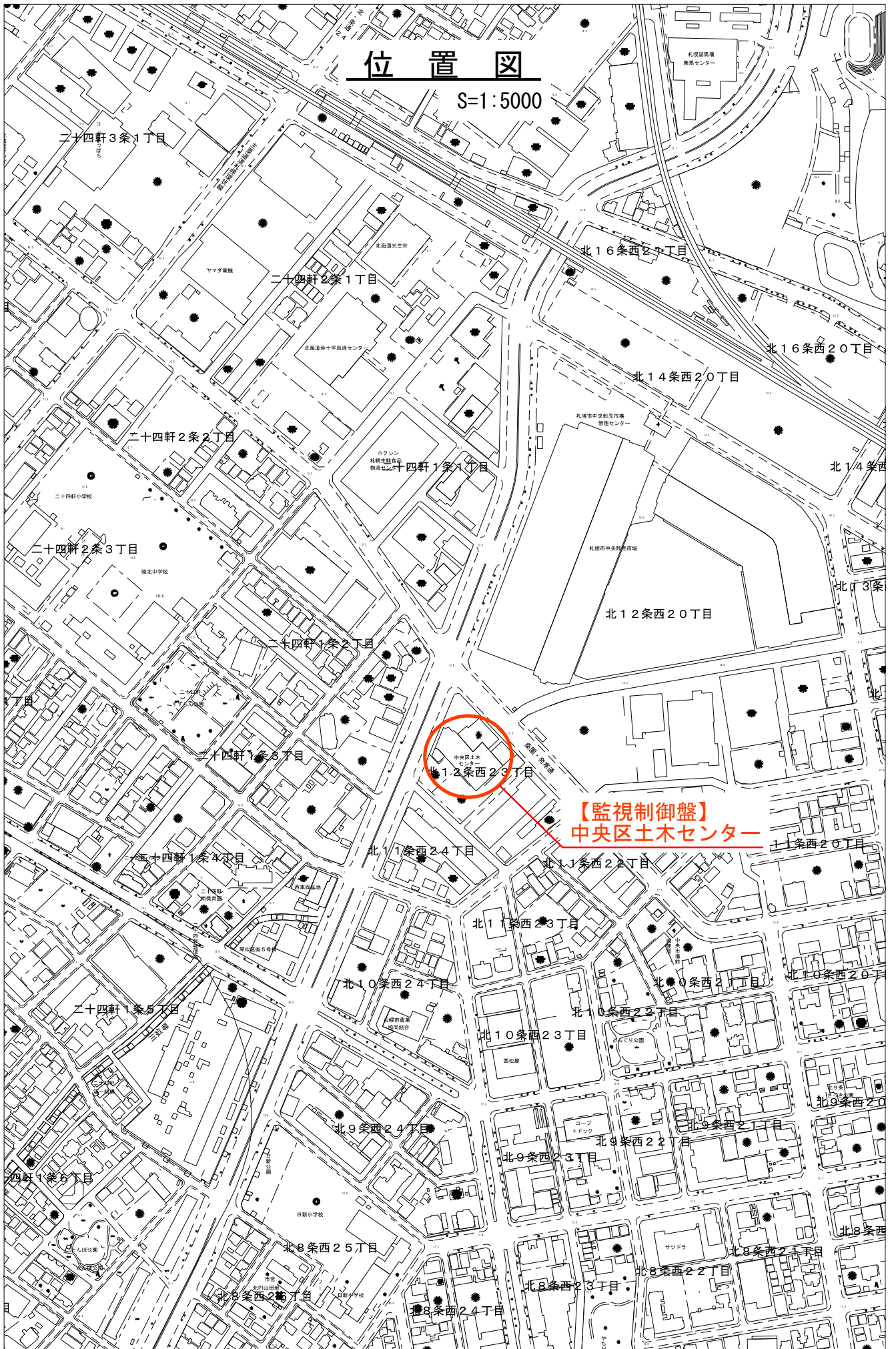
【創成川分水工】
中央区南4条東1丁目
(創成川公園内)

【監視制御盤】
河川管理課



位置図

S=1:5000



【監視制御盤】
中央区土木センター

役務名 創成川分水工点検整備業務

役 務 説 明

1 業務の概要

創成川分水工の円滑な稼働を確保するため、監視制御設備とゲート設備の点検整備及び緊急対応業務として故障等における緊急調査や軽微な応急復旧措置等を行うものである。

- (1) 年点検 1回 (4月)
- (2) 月点検 4回 (6、9、12、3月)
- (3) 緊急対応 5時間

※緊急対応時間は実績等に基づき算出したものであり、本業務の履行を保証するものではない。

2 施設の概要

- (1) 監視制御設備
監視制御盤 (中央区土木センター)
中央区北12条西23丁目2-5 中央区土木部維持管理課執務室内

監視制御盤 (河川管理課)
豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局事業推進部
河川管理課執務室内

現場操作盤・CCTV設備・水位計設備
中央区南4条東1丁目 創成川公園内
- (2) ゲート設備
制御ゲート、緊急ゲート 各1門
除塵スクリーン 1式
中央区南4条東1丁目～北1条東1丁目 創成川公園内

3 履行期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 までとする。

4 仕様書

別添のとおり。

5 留意事項

本業務は、点検整備一式にかかる設計価格に、緊急対応の設計単価に予定数量を掛けた額を合計し、積算額を算出している。

単価契約となる緊急対応の予定数量は業務発注前の推定値であり、実際の支払いにあたっては、実績数量に契約単価を掛けて計算する。

創成川分土工点検整備業務 仕様書

第1編 総則

1 適用

本仕様書は、「創成川分土工点検整備業務」（以下「本業務」という）を円滑に行うため、業務の内容、要領等を定めるものである。

2 履行場所

(1) 施設名称

創成川分土工施設（以下「本施設」という）

(2) 施設住所

ア 札幌市中央区南4条東1丁目～北1条東1丁目 創成川公園内

イ 札幌市中央区北12条西23丁目2-5 中央区土木部維持管理課執務室内

ウ 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局事業推進部河川管理課執務室内

3 遵守法令

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の法令を遵守すること。

(1) 河川法

(2) 電気事業法

(3) 消防法

(4) 労働安全衛生法

(5) 大気汚染防止法

(6) その他関係規則等本市の指示によるもの

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 履行体制

(1) 業務責任者等の選任

受託者は、直接的かつ恒常的な雇用契約にある者の中から、次の項目に示す者を定め、書面をもって委託者に通知すること。

また、受託者はこのほか現場における点検整備を行う作業員を確保し、業務に従事させること。

ア 業務責任者

受託者は、本業務の点検整備に係る業務にあたり、業務遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

業務責任者は、点検整備に係る業務の履行にあたって、作業の目的、留意事項、施設の特徴を把握し、作業間の調整、不適合箇所がシステムに及ぼす影響と、その修復に係わる技術的判断を行うため、設備全般に亘る幅広い専門的な知識、経験、技量等を備え、業務の円滑な実施と成果の品質確保を図ること。

イ 保守員

受託者は、現場において業務責任者の補佐を行う保守員を1人定めること。

(2) 連絡及び報告

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、連絡及び報告に係る体制を定め、委託者の承認を得ること。

(3) 緊急対応

受託者は、本施設に故障等が発生し、施設の運用に支障が生じた時は、直ちに委託者へ報告するとともに、施設の復旧に努めること。

(4) 技術的指導

受託者は、本施設の運用が支障なく行えるよう、委託者に対し必要な技術的指導を行い協力すること。

(5) 修繕が必要な場合の措置

受託者は、本施設点検時、その他において施設の修繕が必要になった場合は、速やかに委託者に報告し、その対応について協議すること。

6 資格要件

(1) 業務責任者の資格要件

本業務の履行における業務責任者の資格要件は、次の項目のいずれかを満たす者とする。なお、実務経験は令和6年度完了見込み分を含む。

ア 電気主任技術者（第三種以上）の資格を有する者。

イ ポンプゲート式小規模排水機場設備又は類似設備の製作、もしくは点検整備について3年以上の実務経験のある者。

(2) 保守員の資格要件

保守員の資格要件は、次の項目のいずれかを満たす者とする。

なお、実務経験は令和6年度完了見込み分を含む。

ア 電気設備又は機械設備の点検整備業務について、実務経験が3年以上の者。

イ ポンプゲート式小規模排水機場設備又は類似設備の製作、もしくは点検整備について1年以上実務経験のある者。

7 安全衛生管理

(1) 受託者は、労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他の災害防止法令の定めるところにより、保守員及び作業員の安全衛生に十分な配慮をし、業務の処理に支障を及ぼさぬこと。

(2) 受託者は、保守員及び作業員に対して、作業に適した服装の着用に努めること。

(3) 受託者は、安全対策に必要な安全管理器具を用意すること。

(4) 受託者は、保守員及び作業員に労働安全衛生の教育を施し、労働災害発生のないよう努めること。

(5) 受託者は、安全管理に関する事項を確実に実施し、業務中の事故のうち受託者の過失が認められるものについては、受託者の負担において処置すること。

8 提出書類

受託者は、次の各項目に示す書類を委託者に提出すること。なお、提出する書類の日付は全て和暦で記載すること。

(1) 契約後の提出書類

次の項目に示す書類（割印付又は袋とじ）を契約後速やかに1部ずつ提出し、委託者の承認を得ること。なお、内容に変更のあった場合には直ちに変更内容を記載した書類を提出し、委託者の承認を得ること。

ア 業務責任者等指定通知書

本仕様書第1編5(1)にて定める者を通知すること。

イ 同上経歴書

ウ 同上資格免許証写し

エ 同上雇用関係を確認できる書類（健康保険の資格確認書類の写し等）

オ 業務管理体制表（緊急連絡体制表含む）

カ 業務工程表

キ 作業員名簿

本業務における作業員の氏名、生年月日、住所、資格等を記載すること。

(2) 点検実施月の業務完了時の提出書類

受託者は、次の項目に示す書類を翌月1日(当該日が閉庁日にあたる時は、その直後の閉庁日でない日)に委託者に提出すること（提出日を記載すること）。

また、委託料は5回払いとし、委託者が点検実施月（4, 6, 9, 12, 3月分）の業務完了後に検査を実施し合格した場合、受託者は請求書を委託者に提出し、委託料の請求をすることができる。

緊急対応については、対応を行った月に併せて請求することを想定しているが、点検実施月以外に緊急対応を行った場合については、間近の点検実施月請求時に併せて請求すること。

ア 完了届 1部

3月分については3月31日付とし、3月31日迄に提出すること。

イ チューブファイル 1冊（A4-S、幅20mm）

4月分の業務報告時に提出すること。

(3) 業務報告書

受託者は、次の項目に示す書類を委託者に提出すること。

- ・点検整備報告書 1部

本仕様書第2編5及び6によること。

点検整備報告書については、別途発注する「排水機場等河川管理施設総括監理業務」の受託者（以下、「業務管理者」という）に対し、点検実施月の25日（当該日が閉庁日にあたるときは、その直後の閉庁日でない日）迄に提出すること。なお、やむを得ず期日までに提出できない場合は電子メール又は電話にて業務管理者に連絡すること。また、点検整備報告書については業務管理者の確認を受けるものとし、内容について説明を求められた場合、記載方法の修正等の指示があった場合は、これらに応じること。

(4) 緊急対応報告書

受託者は、次の項目に示す書類を緊急対応後、速やかに委託者に提出すること。

- ・緊急対応報告書 1部

本仕様書第2編7によること。

(5) その他の提出書類

受託者は、前項(1)～(4)に示す書類・報告書の他、委託者より書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 業務実施時期及び記録等

業務実施時期及び回数について下表に示す。

区分		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	回数
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
定期点検	月点検			○				○			○			○	4
	年点検	○													1
臨時点検															必要に応じて実施

(1) 月点検 4回

(2) 年点検 1回

(3) 臨時点検

札幌市内において震度4以上の地震が発生した場合は、点検を行うこと。

その他、落雷、火災、暴風などが発生した場合は必要に応じて点検を行うこと。

点検結果は、本仕様書第2編5に基づく(1)、(2)、(3)、(5)、(6)の書類を作成し、速やかに委託者まで報告すること。

10 施設の区分・構成

(1) 本施設の区分及び構成は下表のとおりである。

区分	構成
計器設備	水位計
操作制御装置	機側操作盤
扉体	全般、扉体、支承部、水密部、戸当たり、開閉装置（電動ラック式）

開閉装置	開閉装置（電動ラック式）
受電部	引込柱、電線・支持物、ケーブル
配電設備	取引用計器収納箱、低圧分電盤
除塵設備	スクリーン（吐口含む）
監視設備	CCTV カメラ

(2) 本施設の機器は、別紙「主要機器リスト」のとおりである。

11 再委託について

本業務のうち次の項目は、再委託することができない。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理、点検手法の決定及び技術的判断等
- (2) 点検結果に基づくデータ解析及び技術的所見
- (3) 月点検業務

ただし、上記以外の業務については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承認を得ること。

また、業務責任者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこと。

12 施設の管理について

- (1) 点検整備作業終了時には、設備の異常のないことを確認の上、施錠すること。
- (2) 履行場所周辺は必要に応じて清掃・草刈・除雪等を行い、施設の良好な管理に努めること。
- (3) 委託者から本業務に含まない修繕等における立会いの指示があった場合については、緊急対応として応じること。
- (4) 冬期間は、凍結による機器破損防止、電気盤内の結露対策などを確実に行うこと。
- (5) 受託者の過失による機器の損傷、施設の損傷を与えた場合は、受託者の負担にて復元すること。

13 その他・特記事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度協議の上、これを定めること。
- (2) 発生材については、委託者と協議すること。
- (3) 緊急対応の対応時間は現地作業時間及び移動時間とする。時間は15分単位とし、その端数のまま請求書に計上すること（円未満切り捨て）。
なお、作業開始時及び作業終了時には、委託者に連絡すること。
- (4) 本業務履行において、受託者は札幌市が運用している環境マネジメントシステムに準じ、次のように環境負荷の低減に努めること。
 - ア エコドライブの推進、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等
 - イ 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化の推進
- (5) 受託者は、履行期間の開始前までに、当該業務の前年度受託者から業務引継を受けるとともに、本業務に必要な機材・人員等の必要な準備を行うこと。また、本業務の履行期間満了又は、契約解除に伴う業務の終了にあたっては、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うこと。

14 委託者の連絡先

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課
住所 : 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1
電話番号 : 011-818-3415

第2編 点検整備業務

1 目的

点検整備業務は、本施設を良好な状態に保持し、常に十分な機能を確保することを目的として、維持管理における保守点検整備の仕様を定め業務を行うものである。

2 履行のための点検整備指針及び取扱

受託者は、次の(1)から(2)に示す要領に基づき、点検整備を実施しなければならない。また、次の(3)に示す共通仕様書に準拠するものとする。

- (1)「河川ポンプ設備点検・整備標準要領(案)(国交省)(平成28年3月)」及び「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)(平成28年3月)」
- (2)「河川ポンプ設備点検・整備実務要領」(一社)河川ポンプ施設技術協会(平成29年2月)発行
- (3)「機械設備点検・整備共通仕様書(案)」(国交省)(令和6年3月)
- (4) その他委託者が必要と認めるもの

3 点検整備業務の業務内容

受託者は、次の項目にて定める業務を実施すること。

- (1) 前記(1)、(2)に基づく本施設に該当する設備の点検
点検項目は、設備毎に定める点検・整備チェックシート(様式5)の各項目とする。なお、同表に記載されていない項目であっても機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足すること。基本的な内容は、次の項目に示す通りとする。
 - ア 年点検は、設備を構成する装置、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷等の発見を目的としており、計測、作動テストも行うものとするが、水位条件等により不可能な場合は、委託者の指示に従うこと。点検については、対象設備の保全について知識、能力を有する専門技術者により実施すること。
 - イ 点検終了後、報告書を作成すること。
- (2) 点検整備における日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換(本仕様書第2編4(2)参照)及び直接材料費に計上する部品の交換(原則年点検時に実施すること)
- (3) 保管される予備品・備品類について、必要数量及び良好な状態の維持、台帳類の管理
- (4) 別途契約による工事・作業が発生した場合の立会い(安全確認含む)
- (5) 本施設を適切な状態に保つための改善提案

4 保守用機器及び補修用材料

- (1) 計器・工具類
受託者は、日常の保守管理や点検整備及び補修に必要な計器類(ノギス、テストハンマ、メガテスタ、マイクロメータ、シックネスゲージ、塗膜厚計、振動計等)や工具類を用意すること。
- (2) 補修用資材・部品
点検整備の際に、日常補修等の軽微な小修繕、整備、消耗品の交換に使用する消耗品類、機器の定期的な分解点検に際して消費されるもの(下記参照)は、受託者の負担とする。
 - ア 補修用塗料(塗料・シンナー等)
 - イ 潤滑油脂類(補充用オイル、グリース等)
 - ウ 報告記録用紙類(計装用記録チャート紙、帳票用紙、記憶媒体、ファイル等)
 - エ 接着剤、ハンダ、溶接棒、工具刃、洗浄油、コーキング等
 - オ 補修用材料(分解整備に伴うシール・パッキン類、ボルト、ナット、座金、くぎ、ウェス、サンドペーパー、ヒューズ、表示ランプ等の一般汎用品の範囲内)
- (3) 財産の管理
本施設に配置している資材、特殊計器、工具は委託者に許可を得た上で使用すること。

5 点検整備報告書（年点検）

点検整備報告書（年点検）は、次の各号の内容にて構成するものとする。報告書類は、表紙を付け（別添参考様式）、次の番号順に綴り提出すること。各報告書は、原則として両面印刷とする。

(1) 点検・整備総括表

様式1に示す点検整備総括表を作成すること。記載事項は次の項目とする。

ア 作業分類

(ア) 点検名称（年点検）

(イ) 点検実施月

イ 作業期間

点検開始及び点検終了時刻を記載すること

ウ 作業内容

点検における作業内容の概要を記載すること

また、冬期間における積雪や凍結による動作不良防止等に対する措置及び、その復旧について、実施月の報告書に実施日、作業概要などを記載すること

エ 所見

(ア) 概況

(イ) 新たな不具合事項

(ウ) 改善された項目（点検時に確認した項目とし、部品等の交換を含む）

オ 主要機器

ゲートなどの仕様を記載すること。

(ア) 名称

(イ) 形式

(ウ) 寸法

(エ) 設置年月日

カ 積算電気量

買電の積算電気量の点検終了時点のメータ読み（動力用と電灯用の区分がある場合は各々）を記載すること

キ 作業責任者

本仕様書第1編5(1)アにて定める作業責任者の氏名を記載すること

ク 立会者

委託者等が立ち会った場合に、氏名を記載すること

ケ 作業員

本施設にて点検整備業務に従事した作業員の氏名を記載すること

(2) 点検・整備詳細記録表

本施設にある次の主要な設備について、点検結果、各測定装置の数値などを記載可能な範囲で記録すること。

(ア) ゲート設備

(イ) 受電設備

(ウ) 監視制御設備

不具合・故障を記載し、様式2に示す点検・整備詳細記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

新たな不具合事項については追記すること。また、不具合・故障が復旧されたと確認した場合は、その旨を記載すること（確認月日含む）。なお、委託者の指示があるまでは、復旧した項目を削除しないものとする。

記載事項は次の項目とする。

ア 設備区分

本仕様書第1編10(1)にて示す設備区分より選択して記載すること。

イ 機器名

ウ 写真番号（業務写真の番号と整合させること）

エ 評価（様式2の凡例参照）

オ 内容状況（発生箇所及び状況）

カ 処置結果

対処及び処理状況について経過観察、補修、部品交換、オーバーホール、改修、更新、新設より選択して記載すること。

(3) 故障記録表

新たな不具合事項について、様式 3 に示す故障記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

前記の 5 (2) 点検・整備詳細記録表に記載している不具合・故障の故障記録表は、年点検実施月（年度当初）、契約終了月などにおいて、全て作成すること。

記載事項は次の項目とする。

ア 故障発生年月日時

イ 故障発生設備、箇所

ウ 故障状況、原因（不具合・故障個所の写真を添付すること）

エ 故障対策内容

オ 改良要望事項等

カ 故障発生までの運転時間

キ 修理完了年月日

(4) 設備の改良・更新記録表

本施設内設備等の改良、更新等を実施した場合に、様式 4 に示す設備の改良・更新記録表を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

記載事項は次の項目とする。

ア 工事名、工期、業者名、作業完了年月日

イ 改良、更新対象設備、機器名

ウ 処理内容

(5) 業務写真

業務写真の内容は次のとおりとする。各写真は台紙（別添参考様式）に印刷して、綴ること。

ア 本仕様書第 1 編 10 (1) に示す設備区分の構成設備について、次の項目の写真集を各々、作成すること。なお、各写真集に表紙を付けること。

(ア) 機器全景、点検整備の履行状況及び主な点検箇所（計測表示等を含む）

(イ) 不具合・故障箇所（冬期間、臨時点検時などは除くものとする）

(ウ) 本仕様書第 2 編 5 (1) ウにおける措置・復旧の作業及び箇所

イ 写真帳に添付する写真については、次の各号に留意すること。

(ア) 黒板の使用

写真撮影にあたっては、次の項目が確認できる黒板を被写体とともに写しこむものとする。なお、不具合・故障箇所の写真には不要とする。

a 業務名

b 工種

c 場所

d 機器名

e 撮影年月日

(イ) 撮影の仕様

写真の有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（130 万画素程度）とし、プリンタはカラーで 300dpi 以上とする。

(ウ) 写真番号

各写真には写真番号を設定する

(6) 点検整備チェックシート

様式 5 に示すチェックシートは、説明事項・注意事項に留意し、本施設の点検・整備の結果を記載して作成すること。

(7) その他

- ア 点検、分解整備等で確認・計測などを実施した場合には、内容を整理し取りまとめること（様式は問わない）。
- イ 業務履行のなかで判明した本施設全般に関して特記すべき事項があれば、記録すること（様式は問わない）。

6 点検整備報告書（月点検）

点検整備報告書（月点検）は、対象である水位計取付部点検、カメラ取付部点検、制御盤環境点検、ゲート設備点検整備における次の各号の内容にて構成するものとする。

- (1) 点検・整備総括表
- (2) 点検・整備詳細記録表
- (3) 故障記録表
- (4) 業務写真
- (5) 点検・整備チェックシート

なお、記載事項等の詳細は、5 点検整備報告書（年点検）による。

7 緊急対応報告書

緊急対応報告書は、次の各号の内容にて構成するものとする。

写真については、複数枚となる場合は原則として両面印刷とする。

(1) 緊急対応報告書

様式 6 に示す緊急報告書を作成すること。なお、委託者が承認した場合には他様式も可能とする。

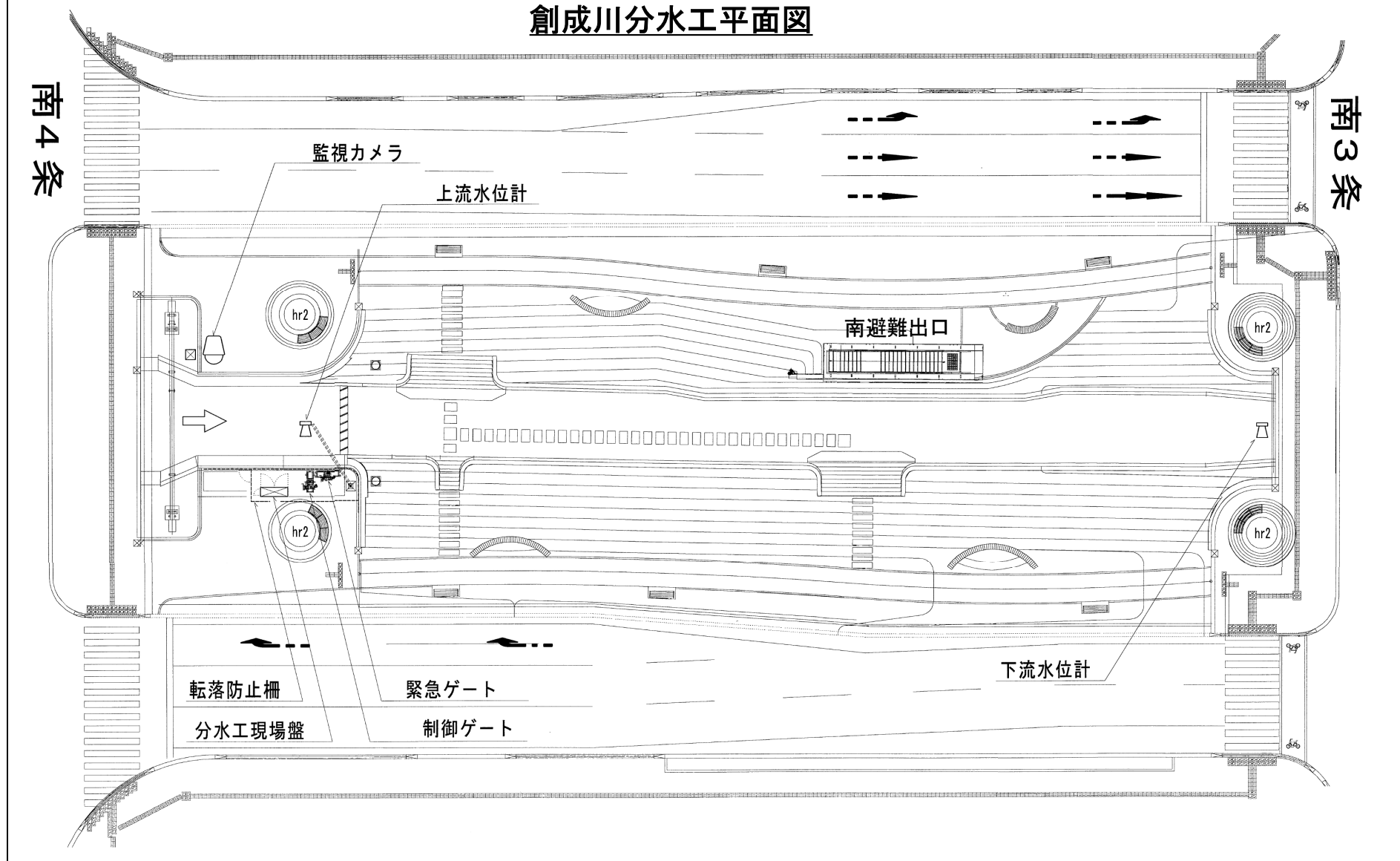
(2) 緊急対応状況写真

記載事項等の詳細は 5 点検整備報告書（年点検）の(5)業務写真による。

(3) その他

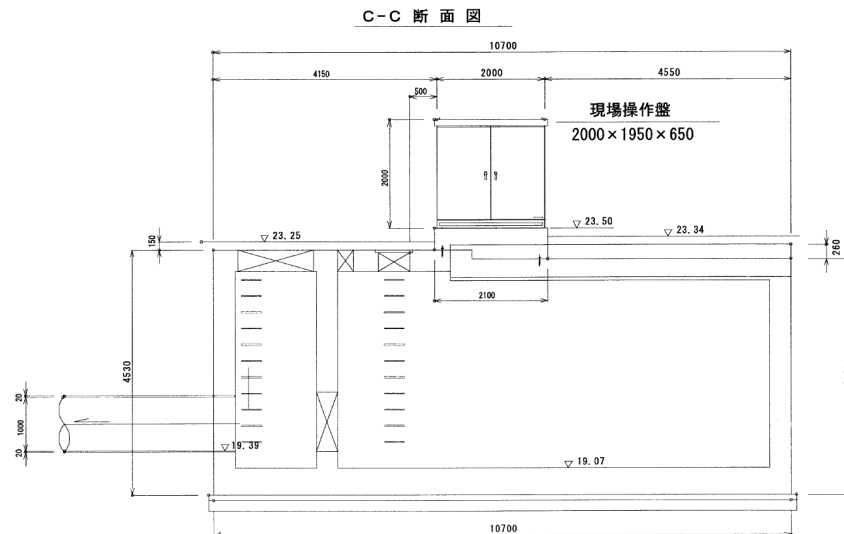
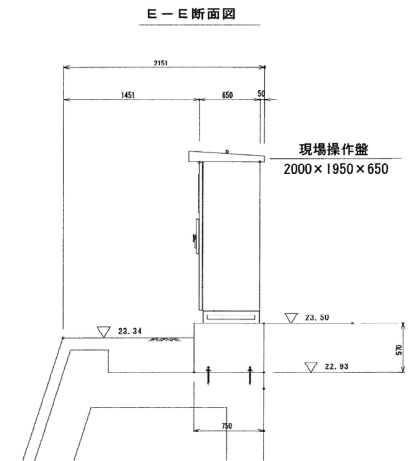
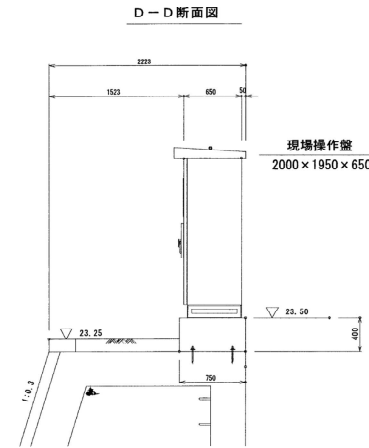
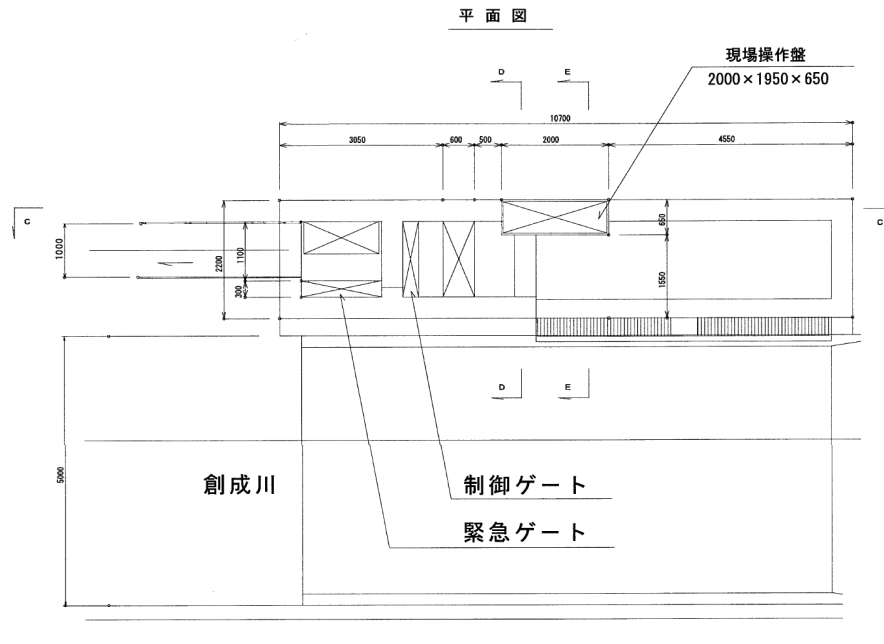
- ア 緊急対応報告として、別途必要な資料がある場合は提出すること（様式は問わない）。
- イ 報告書作成に当たって疑義等が生じた事項は、その都度委託者と協議すること。

創成川分土工平面図



札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課		1/8
業務名	創成川分土工点検整備業務	
図面名	分土工平面図	

現場操作盤配置図

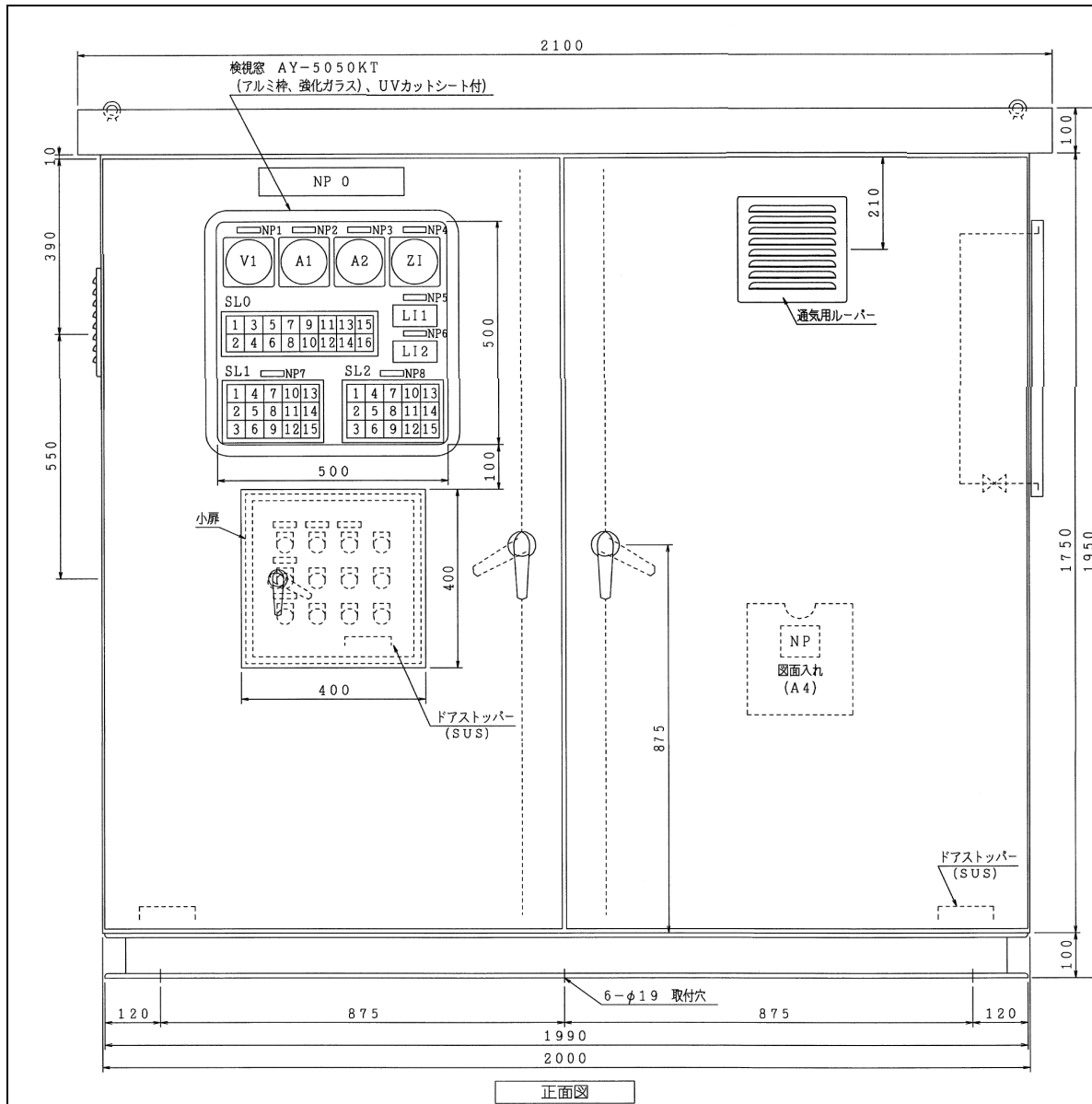


札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

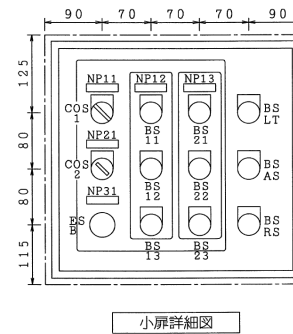
図面名 現場操作盤配置図

2/8



銘板記入文字

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			アクリル	シール	
NP 0	創成川分水工 現場操作盤	315×63	1		貼付
NP 1	動力主幹電圧	50×12.5	1		貼付
NP 2	制御ゲート電流	50×12.5	1		貼付
NP 3	緊急ゲート電流	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP 4	制御ゲート開度	50×12.5	1		貼付
NP 5	河川上流水位	50×12.5	1		貼付
NP 6	河川下流水位	50×12.5	1		貼付
NP 7	制御ゲート状態表示	50×12.5	1		貼付
NP 8	緊急ゲート状態表示	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP11	ゲート操作権	50×12.5	1		貼付
NP12	制御ゲート	50×12.5	1		貼付
NP13	緊急ゲート	50×12.5	1		貼付 赤地白文字
NP21	強制操作切替	50×12.5	1		貼付
NP31	非常停止	50×12.5	1		貼付 白地赤文字
COS1	現場一遠方	アクリルφ30	1		現場は赤文字
COS2	通常一強制	アクリルφ30	1		キー付
ESB					赤
BS11.21	開	アクリルφ30	2		チップ色:黒
BS12.22	停止	アクリルφ30	2		チップ色:赤
BS13.23	閉	アクリルφ30	2		チップ色:黒
BSLT	ランプテスト	アクリルφ30	1		チップ色:緑
BSAS	プザー停止	アクリルφ30	1		チップ色:赤
BSRS	表示リセット	アクリルφ30	1		チップ色:黄



メラミン焼付塗装仕上げ

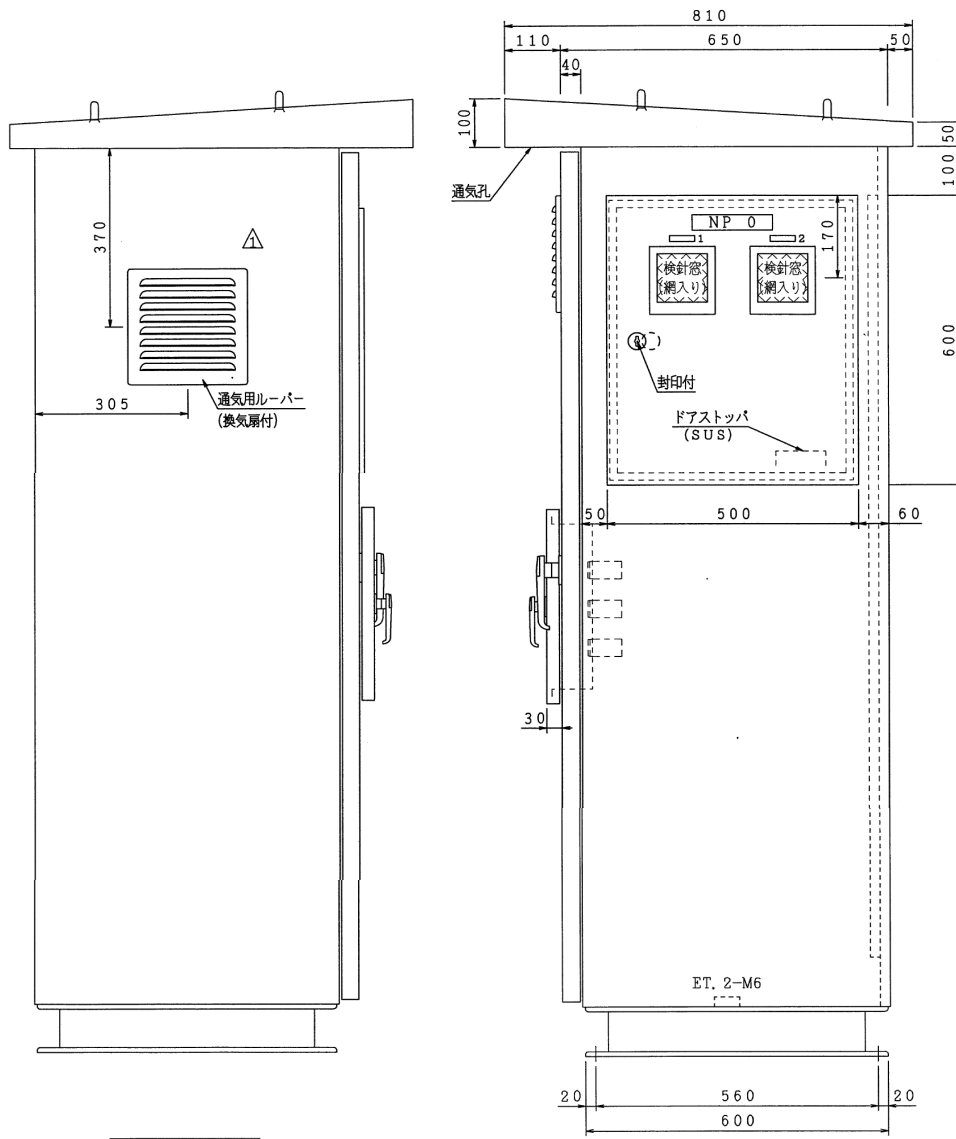
形式	屋外自立防水形	
板厚	面	SUS 2.0 t
	扉	SUS 2.0 t
	小扉	SUS 2.0 t
塗装色	中パネル	SPC 2.3 t
	外面	EN25 (艶なし)
	内面	EN25 (艶なし)
底板	中パネル	EN25 (艶なし)
	(有)	—無—
ハンドル	A-1140-1-1 (キ-No. 200) A-1140-3-1 (キ-No. 200)	
製作数	1 面	

ベースはSUS304 □100×50×4t

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

図面名 現場操作盤外形図(1)

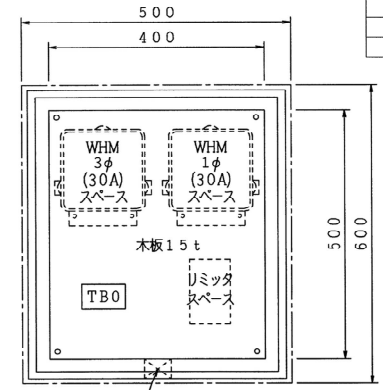


左側面図

右側面図

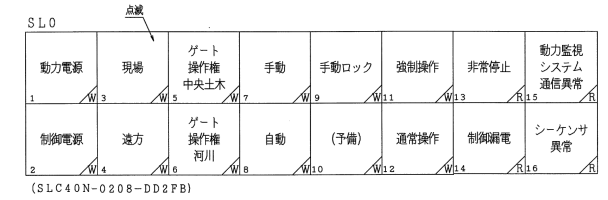
銘板記入文字

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			アクリル	シール	
NP 0	引込計器盤	200×40	1		
NP 1	動力	50×12.5	1		
NP 2	電灯	50×12.5	1		

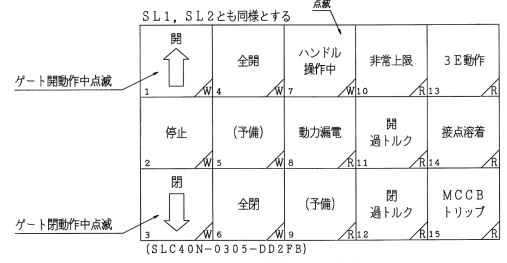


φ50 通線用孔
膜付グロメット
C-30-SG-50A-UL

側面内部屏図



(SLC40N-0208-DD2FB)

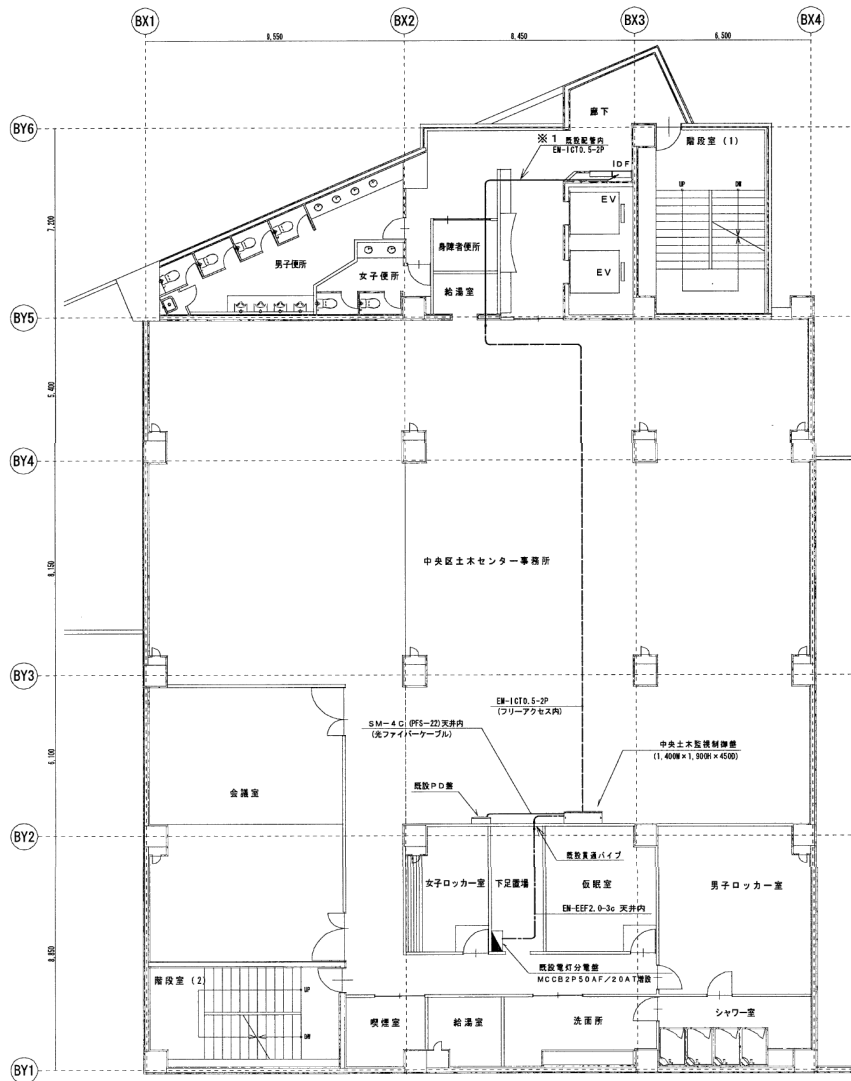


(SLC40N-0305-DD2FB)

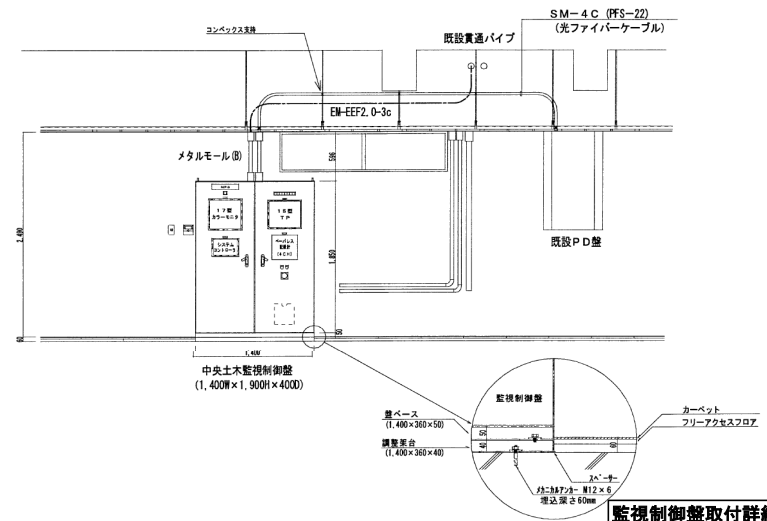
制御ゲート状態表示
緊急ゲート状態表示

集合表示灯

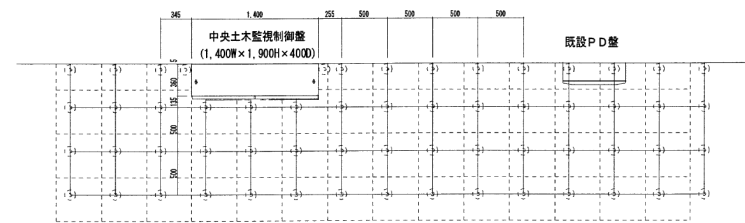
札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課	
業務名	創成川分水工点検整備業務
図面名	現場操作盤外形図(2)



中央区土木部維持管理課配置図



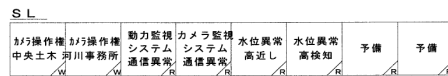
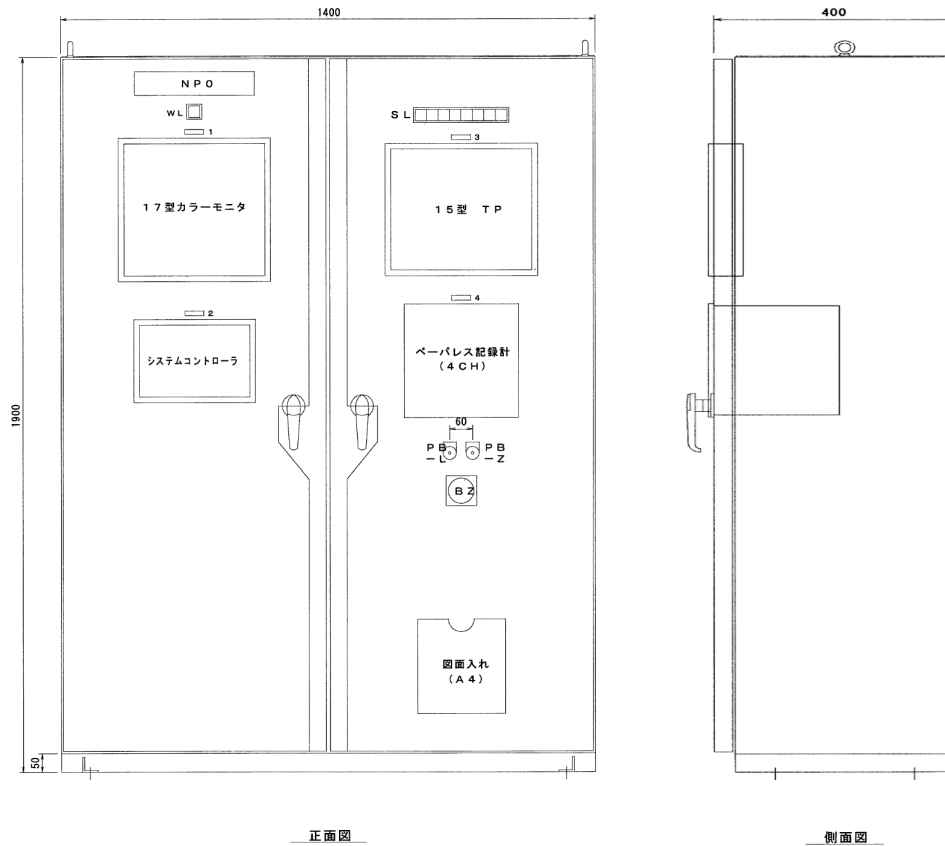
中央区土木部維持管理課監視制御盤配置図



中央区土木部維持管理課監視制御盤床配置図

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課	
業務名	創成川分水工点整備業務
図面名	中央区土木部維持管理課配置図

中央区土木部維持管理課監視制御盤姿図



(参考)

※シグナルランプの表示内容については、監督員との調整の上で、決定する。

銘板表

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			アクリルシール		
N P O	中央監視制御盤 1	315 × 63	1		中央土木センター
1	河川監視モニタ	50 × 12.5	1		
2	カメラ操作盤	50 × 12.5	1		
3	ゲート状態表示器	50 × 12.5	1		
4	水位開度記録計	50 × 12.5	1		
P B - Z	警報停止		1		
P B - L	ランプテスト		1		

各機器の役割

- イ) 17型カラーモニタ
 - ・ゲート廻りの状態を監視します。
- ロ) システムコントローラ
 - ・監視カメラの遠隔操作（記録は行わない。又操作優先権は中央監視制御盤とする。）
- ハ) 15型TP
 - ・流量制御ゲート、緊急用ゲートの状態をグラフィック上で表示し水位、開度を数値表示を行う。
 - ・遠方モード時の制水ゲートの手動-自動の切替及び開-閉-停止操作。
 - ・緊急用ゲートの開動作水位設定（0~100mm）
 - ・自動運転時の制御水位の設定（0.0~100.0mm）
 - ・操作優先権は中央土木監視制御盤に有る。
- ニ) ペーパレス記録計
 - ・水位1、水位2
 - ・ゲート開度の記録（記録メディアより汎用PCにてデータの移行が可能）
- ホ) 非常通報装置
 - ・NTT回線を使用して任意の異常内容を16点まで登録先へ順送りて報知を行う。
- ヘ) 盤基礎
 - ・監視制御盤の基礎はフリーアクセスとします。

メラミン焼付塗装仕上げ

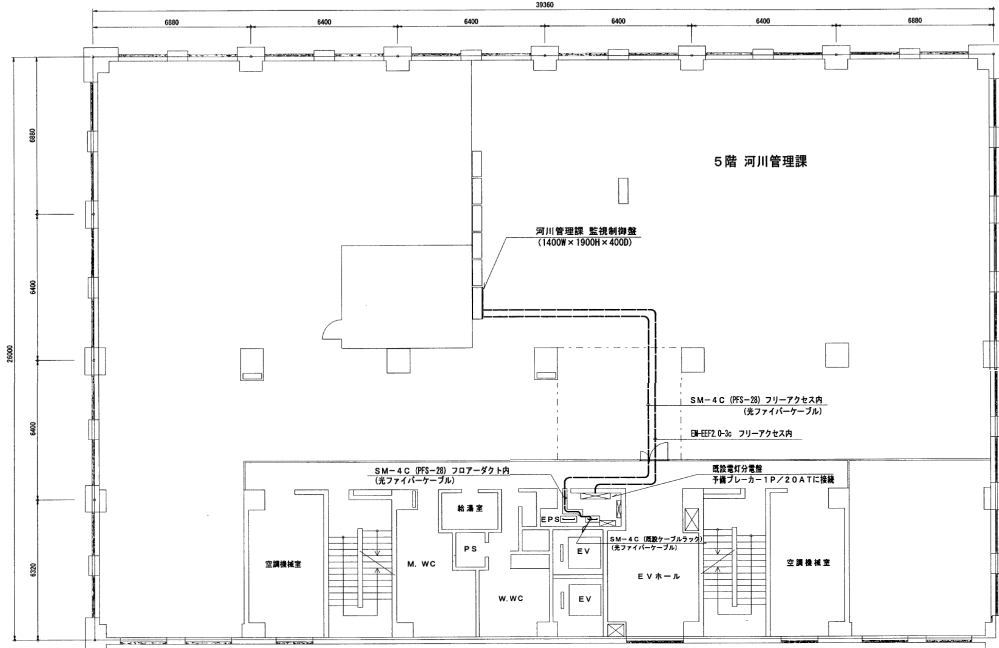
型式	屋内自立型	
板厚	函	SPC2.3t
	大扉	SPC2.3t
	中パネル	SPC2.3t
塗装色	外面	御指配色
	内面	御指配色
	中パネル	御指配色
ハンドル	A-140-1 (キー付)	
製作数	1 面	

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

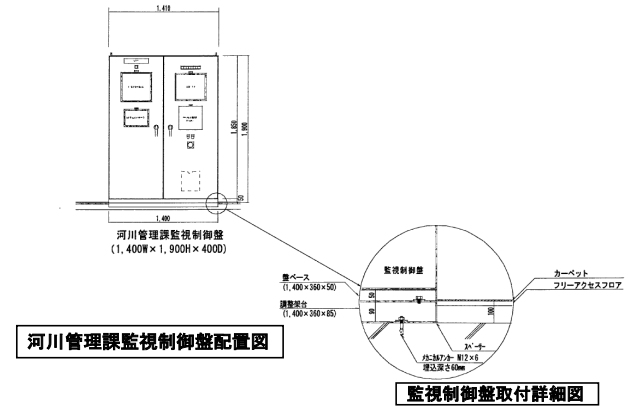
業務名 創成川分水工点整備業務

図面名 中央区土木部維持管理課監視制御盤姿図

6/8

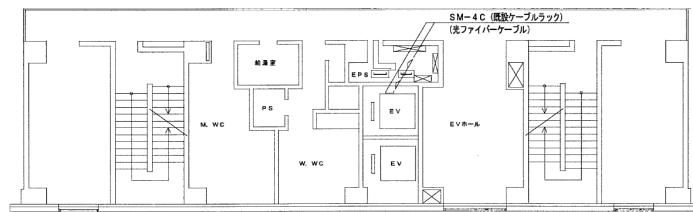


5階河川管理課平面図

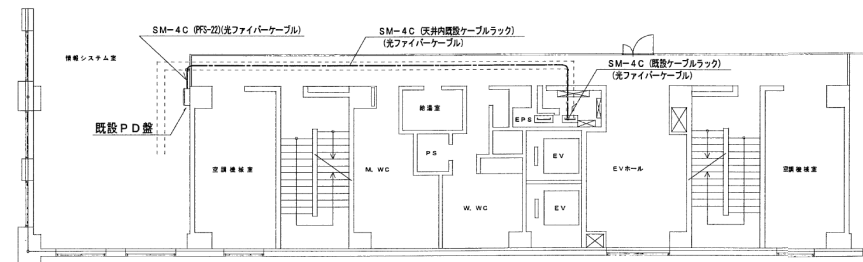


河川管理課監視制御盤配置図

監視制御盤取付詳細図



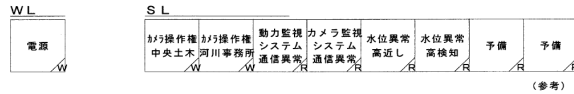
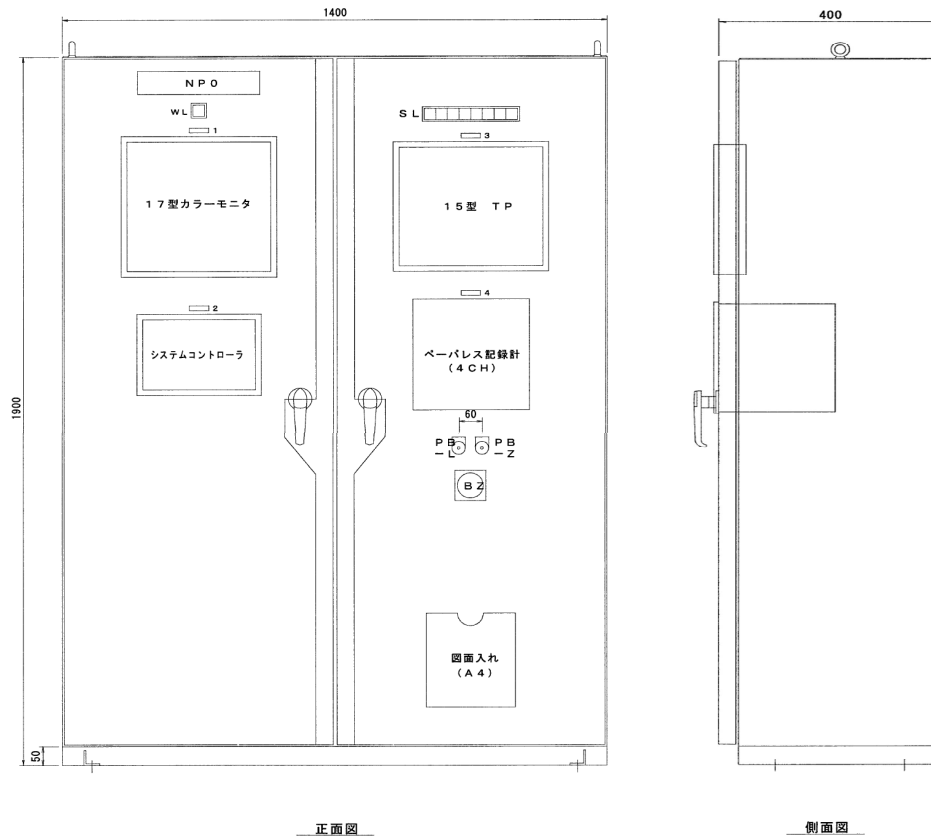
3・4階平面図



2階平面図

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課		7/8
業務名	創成川分水工点検整備業務	
図面名	河川管理課配置図	

河川管理課監視制御盤姿図



※シグナルランプの表示内容については、監督員との調整の上で、決定する。

銘板表

記号	記入名称	寸法・型式	枚数		備考
			本体	アクリルシール	
N P O	中央監視制御盤 2	315×63	1	1	河川事務所
1	河川監視モニタ	50×12.5	1		
2	カメラ操作器	50×12.5	1		
3	ゲート状態表示器	50×12.5	1		
4	水位開度記録計	50×12.5	1		
P B - Z	警報停止			1	
P B - L	ランプテスト			1	

各機器の役割

- イ) 1.7型カラーモニタ
 - ・ゲート廻りの状態を監視を行う。
- ロ) システムコントローラ
 - ・監視カメラの遠隔操作（記録は行わない。又操作優先権は中央土木監視制御盤とする。）
- ハ) 1.5型TP
 - ・流量制御ゲート、緊急用ゲートの状態をグラフィック上で表示し水位、開度を数値表示を行う。
 - ・遠方モード時の制水ゲートの手動-自動の切替及び開-閉-停止操作。
 - ・緊急用ゲートの開動作水位設定（0～100cm）
 - ・自動運転時の制御水位の設定（0.0～100.0mm）
 - ・操作優先権は中央土木監視制御盤とする。
- ニ) ベーパレス記録計
 - ・水位1、水位2
 - ・ゲート開度の記録（記録メディアより汎用PCにてデータの移行が可能）
- ホ) 盤基礎
 - ・ntt盤の基礎はフリーアクセスとする。

メラミン積層産産社上げ

型式	屋内自立型	
	板厚	面
大厚		SPC2.3t
中パネル		SPC2.3t
塗装色	外面	御指定色
	内面	御指定色
	中パネル	御指定色
ハンドル	A-140-1（キー付）	
製作数	1 面	

札幌市下水道河川局事業推進部河川管理課

業務名 創成川分水工点検整備業務

図面名 河川管理課監視制御盤姿図

創成川分水工

主要機器リスト

区分	装置等	機器等名称	種類・形式	設置年度	台数	仕様	製作会社	設置後経過年数	改修年度	改修履歴及び現状
(創成川分水工施設)										
ゲート設備	流入ゲート	制御ゲート	電動ラック式スライドゲート	2010	1門	純径間1,100×呑口高1,100 SUS製	表鉄工所	15		
ゲート設備	流入ゲート	制御ゲート	電動開閉機	2010	1台	ピンラック式 電動 自重降下装置付	表鉄工所	15		通気口パッキン定期交換
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	電動ラック式スライドゲート	2010	1門	純径間1,000×呑口高750 SUS製	表鉄工所	15		
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	電動開閉機	2010	1台	ピンラック式 電動 MSFG-2型 自重降下装置付	表鉄工所	15		通気口パッキン定期交換
ゲート設備	バイパスゲート	緊急ゲート	潤滑油脂	2010	1式	ギヤ油 7.5ℓ (ISO VG22)		15	2020	潤滑油交換
付属設備	その他	水位計	量水板	2024	1式			1	2024	更新
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	屋外自立防水型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	15		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	デジタル水位指示計	2010	1台	デジタル水位指示計	富士電機	15		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	水位調節計	2010	1台	水位調節計	山武	15		
監視操作制御設備	機側操作盤	現場操作盤	水位計コーダ	2010	1台	水位計コーダ	拓和	15		
監視操作制御設備	監視カメラ装置	監視カメラ	CCTVカメラ	2010	1台		パナソニック	15		
監視操作制御設備	計装盤	上流水位計	電波式	2010	1台			15		
監視操作制御設備	計装盤	上流水位計	水位計中継箱	2010	1面		拓和	15		
監視操作制御設備	計装盤	下流水位計	電波式	2010	1台			15		
監視操作制御設備	計装盤	下流水位計	水位計中継箱	2010	1面		拓和	15		
電源設備	受変電設備	引込計器盤	現場操作盤	2010	1面	鋼板製	富士電機	15		
(中央土木センター)										
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	屋内自立型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	17型	2016	1台	17型	パナソニック	9	2016	更新
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	システムコントローラ	2010	1台		パナソニック	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	15型(盤組込型)	2010	1台	15型	デジタル	15	2019	インバータ基板交換
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	ペーパレス記録計	2010	1台		横河電機	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	非常通報装置	2010	1台			15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	ゲート監視システム	2010	1台			15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	メディアコンバータ	2010	2台		アライドテレシス	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	中央土木監視制御盤	光受信機	2010	1台		IDK	15		
(河川管理課)										
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	屋内自立型	2010	1面	鋼板製	中山技術コンサルタント	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	17型	2022	1台	17型	EIZO	3	2022	更新
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	システムコントローラ	2010	1台		パナソニック	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	15型(盤組込型)	2010	1台	15型	デジタル	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	ペーパレス記録計	2010	1台		横河電機	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	ゲート監視システム	2010	1台			15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	メディアコンバータ	2010	2台		アライドテレシス	15		
監視操作制御設備	遠隔監視操作設備	河川管理課監視制御盤	光受信機	2010	1台		IDK	15		